政大日本研究【創刊號】
2004 年 1 月，頁 121 ~ 147

日語依賴使役句的非對格檢驗性
––依賴使役句的構文限制––

吉田妙子*

摘要

為了證明動詞的非對格性，學者們提出了各種的檢驗方法。影山（1996）針對「N ni V shitemorau」依賴使役句（temorau 構文）的V（動詞）部分，指摘出非對格動詞無法出現在依賴使役句中，提出了「依賴使役句的檢驗法」。但是，影山所主張的「依賴使役句的檢驗法」，筆者認為有下列２個問題點。

1. 誠如竹林（1998）等學者的指摘，依賴使役句中動作的主事者（N）若為有生命名詞組時，V即使是非對格動詞也能出現在依賴使役句中。
2. 依賴使役句除了可表示恩惠外，在「tewa 構文」中也可以表示被害。

此外，高見・久野（2002）的論文中全面否定影山的主張，指摘出「依賴使役句中動作的主事者（N）若為無生命名詞組時，V即使是非對格動詞也能出現在依賴使役句中」，但筆者認為高見・久野的主張也必須稍作修改。因為，高見・久野的論文中所列舉的例句，全都是表示假定願望的從屬子句，且表示假定願望表現的句中可出現各種從屬子句。

基於上述理由，筆者認為無法用動詞的非對格性檢驗日語的依賴使役句。

關鍵詞：非對格動詞　依賴使役句　temorau 構文　恩惠表現　被害表現
有生命名詞組　無生命名詞組　ニ格名詞組　tewa 構文　願望表現

*政治大學日本語文學系　副教授
2003.8.27 到稿，2003.12.2 通過刊登

日本語の「依頼使役文」の非対格検証性
——依頼使役文の統語的制約——

吉田妙子*

要旨

動詞の非対格性ということを証明するため、さまざまなテストが考案された。影山（1996）は、「NにVしてもらう」という「依頼使役文（テモラウ構文）」のVの部分には非対格動詞は用いられないという、「依頼使役文テスト」を提唱した。しかし、この「依頼使役文テスト」は、２つの点で問題がある。

１．竹林（1998）などが指摘しているように、テモラウ構文中の動作の担い手（N）が有情物であるならば、Vが非対格動詞でもテモラウ構文は成立する。

2. テモラウ構文は恩恵だけを表すのでなく、テハ構文の中では被害をも表す。

また、影山説を全面否定し、「テモラウ構文中の動作の担い手（N）が非情物であっても、Vが非対格動詞になり得る」とする高見・久野説（2002）も修正を要する。なぜならば、高見・久野の挙げている例文は、すべて仮定願望を表す文に埋め込まれているからであり、仮定願望を表す構文にはあらゆる種類の文の埋め込みが可能だからである。

よって、「依頼使役文」は非対格性検証能力がないと考えられる。

キーワード：非対格動詞 依頼使役文 テモラウ構文 恩恵表現 被害表現
有情物 非情物 ニ格名詞句 テハ構文 願望表現

*政治大学日本語文学系専属助教授

The Verificaiton of Unaccusativity through the Request-Causative Construction in Japanese ―The Syntactic Restriction on the *-temorau* Construction―

YOSHIDA, Taeko*

Abstract

The unaccusativity of verbs has been argued for years in kinds of ways to verify. Kageyama(1996) suggests that in '*-temorau*' construction; i.e., *N ni V shiteimorau*, no unaccusative verb ever appear in terms of his original test on the request-causative construction. Yet there remains some insufficiency, which I shall argue through the two following points.

(1) As Takebayashi(1998) pointed, the unaccusative verb may appear in the '*-temorau*' construction if the embedded actor NP is [+animated].

(2) '-T*emorau*' Construction can be benefactive also adversative as well.

There is also an argument set out by Takami & Kuno(2002) in which the unaccusative verb may exist even if the embedded actor NP is [-animated], which apparently stands against Kageyama's viewpoints. I assume that the argument needs to be revised because all the embedded actor NPs in '*-temorau*' construction appear in subjunctive clauses that many kinds of constructions beyond '*-temorau*' can be embedded.

We may conclude, therefore, the verification of the request-causative construction is invalid to verify the unaccusativity of verbs.

Key words：unaccusative verb, the request-causative construction, the –*temorau* construction, benefactive, adversative, ±animated, *ni*-marked NP, -tewa construction, subjunctive

*Associate Professor, National Cheng-Chi University

日本語の「依頼使役文」の非対格性検証能力 —テモラウ構文の統語的制約—

吉田妙子

１．はじめに

動詞の分類をするにあたり、西欧語（主に英語）においては周知のように、関係文法の方面からPerlmutter（1978）等による非対格動詞・非能格動詞の分類が提唱され[1]、研究が進められている。Perlmutterは、従来の自動詞・他動詞という２分法ではさまざまな文法現象を説明できないとして動詞を整理し、次のように再分類した。

他動詞 ―― 対格動詞[2]

自他両用の機能を兼備する動詞 ―― 能格動詞（日本語では「開く」「閉じる」[3]等）

自動詞 ― 非能格動詞 ― 意図的行為を表す動詞 [4]→ 意志性動詞
　　 ― 生理現象を表す動詞 [5]→ 非意志性動詞
　　 ― 非対格動詞 [6]

この分類に関して、主に関係文法や生成文法の立場から議論が投げかけられ、特に非対格動詞について議論が集中している[7]。その

[1] 例えば、Perlmutter（1978）。生成文法の方は、Ricciによるイタリア語の分析から始まった。

[2] 動作主を主語に取る有情動詞、二項述語。

[3]「日本語には能格動詞はない」などと奇妙なことを言う向きがあるようだが、生成文法や機能文法の分野では、影山（2001）などによって日本語の能格動詞・非対格動詞についての論議はとうに行われていることである。(そもそも、「日本語には能格動詞はない」という言いがすでに能格動詞を議論の対象と認識している事実を物語っている。) 台湾では、湯廷池博士がその論文中一貫して論じておられることである。

[4] 動作主を主語に取る有情動詞、一項述語。

[5] 経験者を主語に取る動詞、一項述語。

[6] 同書では、非対格動詞を、a.形状動詞、b.対象(Theme)および被動者(Patient)を主語に取る動詞、c．存在や出現を表す動詞、d．五官に作用する非意図的現象を表す動詞、e．アスペクト動詞、に分けている。

[7] 非能格動詞の主語は外項であるが、「非対格動詞の主語は基底構造では目的語

議論を受けて、日本語の分野でも非対格動詞と非能格動詞を分類・検証するさまざまなテストが考え出された。影山（1996）では、「名詞化構文における主語の格表示[8]」「結果構文における内項の修飾[9]」「間接受身文[10]」「依頼使役文」などによるテストが有効であるとされ、さらに岸本（2000）によって「かけ構文[11]」のテストが、高見（1998）、によって「数量詞遊離構文[12]」のテストが追加されている。

このような生成文法や関係文法の側からの分析に対しては、いろいろ検討や修正が加えられているところであるが、中でも高見・久野（2002）はこれに全般的な批判を試み、日本語・英語両面におけるさまざまなテストの効果について論じ、それらのテストは「限られた例に基づく一般化であり、妥当ではない」と断じる（ｐ．４）。

本稿ではこれらのテストのうち、特に物議をかもしている「依頼使役文」に絞り、高見・久野（2002）の批判の妥当性を検討する。何故なら、他の部分はともかく、こと「依頼使役文」に関する限り、同書の批判は例文や分析に問題が感じられ、かつ議論が錯綜してお

であり、それ故内項である」という、いわゆる「非対格仮説」に基づく。

[8] 内項を主語とする非対格動詞では、主語名詞と動詞の複合化が許されるが、外項を主語とする非能格動詞の複合化は許されない、というテスト。例えば、「心が変わる（内項・非対格動詞）」は「心変わり」とできるが、「子供が走る（外項・非能格動詞）」は「＊子供走り」と言えない。

[9] 内項を主語に取る非対格動詞は、内項主語を修飾する結果述語との共起が可能であるが、外項を主語に取る非能格動詞は、外項主語を修飾する結果述語との共起が不可能である、とするテスト。例えば、「体が疲れた（内項・非対格動詞）」は「体がクタクタに疲れた」のように結果述語「クタクタに」と共起できるが、「赤ん坊が泣いた（外項・非能格動詞）」は「＊赤ん坊がクタクタに泣いた」のように結果述語と共起できない。

[10] 非能格動詞では、日本語のいわゆる「迷惑の受身」を作ることができるが、非対格動詞では作ることができないというテスト。例えば、「子供が騒いだ（非能格動詞）」は「子供に騒がれて困った」のように迷惑の受身を作ることができるが、「大地震が起こった（非対格動詞）」は、「＊大地震に起こられて困った」のように迷惑の受身を作ることができない。

[11] 接辞「～かけ」は、内項のみを修飾することができる。例えば、「野菜が腐る（内項・非対格動詞）」「太郎が新聞を読む（内項・対格動詞）」はそれぞれ「腐りかけの野菜」「読みかけの新聞」と言うことができるが、「犬が吠える（外項・非能格動詞）」「太郎が新聞を読む（外項・対格動詞）」は、「＊吠えかけの犬」「読みかけの太郎」と言うことはできない。

[12] 総体数量詞は内項名詞に後置して総体数量を表すことができるが、外項名詞に後置して総体数量を表すことができない。例えば、「枝が折れた（内項・非対格動詞）」は「枝が 30ｃｍ折れた」のように総体数量詞をつけることができるが、「ヤクザが暴れた（外項・非能格動詞）」は、「＊ヤクザが 75ｋｇ暴れた」のように総体数量詞をつけることができない。

り、批判としては必ずしも的を射ていない感があるからである。それは依頼使役構文に本来内在している複雑さに基づくものではないかと考えられるゆえ、本稿を進めてゆく過程で日本語の授受表現の問題点にも触れ、さらに「依頼使役文」が日本語動詞の非対格性の検証能力を持ち得るかどうかを検討したい。

２.「依頼使役文」テストの問題点

影山（1996）は、まず英語の have を用いた使役構文の例を挙げ[13]、動詞の指示する動作や事象が被使役者の意志で実現できない非対格動詞である場合、その文は不適格になることを指摘し、この構文の構造を「依頼者→依頼相手（補文の外項[14]）→依頼の実行」と捉える。そして、日本語の場合はこれが「～にＶしてもらう」という「依頼使役文」に相当するとし、次の例を挙げている。(例のみｐ.31～32。下線筆者。)

（１）ａ.　妹にお使いに<u>行って</u>もらった。(非能格動詞)

　　ｂ.　生徒に<u>手伝って</u>もらった。(ヲ格が省略された対格動詞)

　　ｃ.　あなたには<u>死んで</u>もらいます。(非能格動詞)

（２）ａ.　*枯葉に<u>落ちて</u>もらった。(非対格動詞・非情名詞)

　　ｂ.　*髪に<u>伸びて</u>もらった。(非対格動詞・非情名詞)

　　ｃ.　*物価に<u>下がって</u>もらった。(非対格動詞・抽象名詞)

　　ｄ.　*あなたには<u>死去（死亡）して</u>もらいます。(非対格動詞・非情名詞)

---

[13] 影山（1996）は次の例を挙げ、(2)が不適格なのは fall down が非対格動詞である故とする。
(1)　Barbara had George go shopping.
(2) ＊Ralph had Sheila fall down.　　(以上の例、ｐ.31－32)

[14] 「太郎が次郎に<u>花火を</u>もらう」のように「もらう」が本動詞として使われる場合、「次郎」は内項である。しかし、「太郎が次郎に<u>花火を買って</u>もらう」のように「もらう」が補助動詞として使われる場合、動詞句「花火を買って」は補文と位置付けられ、「太郎が次郎に[PRO が花火を買って]もらう」と分析される。PRO とは空の項で、この場合は「次郎」を指すが、「次郎」は動作主なので外項になる。それ故、「太郎が次郎に花火をもらう」の「次郎」は動作の相手＝内項だが、「太郎が次郎に花火を買ってもらう」の「次郎」は補文の中では動作主＝外項になる。

そして、非対格動詞を用いた（２）がすべて不適格なことから、「非対格動詞は『～にＶしてもらう』構文に用いられない」と結論づける。

２．１竹林による批判

竹林（1998）は、影山の「依頼者→依頼相手（補文の外項）→依頼の実行」という依頼使役構文の構造を修正し、「「～にＶしてもらう」構文における「ニ」格句は、「Ｖしてもらう」主体（＝受益者）がそこから益を受ける授益者である」と定義しなおす。

そして影山説を、次の２点において批判する。

１．非対格動詞でも依頼使役文が成立することがある。（下線筆者）

（３）　ａ．　（ゲームをしながら）今日は君に<u>負けて</u>もらうよ。

　　ｂ．　（失敗を詫びる相手に）いやあ、君に<u>勘違いして</u>もらって、かえって助かったよ。（以上の例、同論文、ｐ.117。）

しかし、影山同様、依頼使役文が成立しない場合のニ格名詞句は、いずれも人間でないものが多いとする。そこで、「非対格動詞は「～にＶしてもらう」構文に用いられない」という影山説は、「「～にＶしてもらう」構文において、ニ格名詞は非情名詞の場合に限って使うことができない」というふうに修正を要することになる。

２．影山は、例文（１）ｃを根拠にして「死ぬ」を非意志性の非能格動詞、「死去する」「死亡する」を非対格動詞と考えているが、「死ぬ」は非意志性の動詞であり、自殺するという意味でない限りはどう考えても非対格動詞である。「死去する」「死亡する」という動詞は人の死後、その死に言及する際に用いられる語であり、「死ぬ」はまだ死んでいない時にも使える語である[15]。（ｐ.118）

この２つの批判は実に示唆的である。１について、例文（３）の適格性は明確である。依頼使役文は、必ずしも依頼を含むとは限らない。例えば、許（2000）では依頼使役文を「依頼テモラウ文」と「非

[15] 「死ぬ」という和語と「死亡する」「死去する」という漢語で何故このように違うのか、何故「死亡せよ」「死去せよ」と言えないのか、それ自体が研究に値する有為なテーマだと思われるが、影山（1996）ではその差異について分析されていない。

依頼テモラウ文」に分け、後者は迷惑を表す文が多いとする。(許の論文については後述する。)また、益岡(2001)では、依頼使役文を「使役型てもらう構文」と「受動型てもらう構文」に分けており、前者には恩恵性の意味はあまり出てこないとする(p.29)[16]。いずれにしろ、影山(1996)の「依頼者→依頼相手→依頼の実行」は依頼使役文の一部の用法でしかなく、最初から非対格動詞を排除した定義のし方だということになる。これは、授受表現を全般的に捉えていないことからくる過ちではないだろうか。

また、2については、確かに同一事象を表す動詞を別種の動詞として分類するのはいかにも不自然であり、竹林の分析が正しいと思われる。影山説では、動詞の語彙レベルの認識と統語レベルの認識が混乱しているのである。そして、そのような混乱が依頼使役文テスト、ひいては非対格テスト全般にも姿を現わし、動詞の分類を困難にすることを案じるものである。

2.2非恩恵テモラウ文における非対格動詞

現実の言語使用場面において、授受表現は決して恩恵の授受だけを表すわけではなく、時には恩恵と対極の迷惑を表す表現ともなる[17]。(授受表現の体系の検討は別稿で試みたいと思う。)許(2000)は、テモラウ文で示される動作が必ずしも依頼を受けて行われるものではないことを考慮し、テモラウ文を「依頼テモラウ文」と「非依頼テモラウ文」に分け、テモラウ文は迷惑を受けた場合にも使われるとし、その場合のテモラウ文を「非依頼テモラウ文」と位置付けて、次のような例を挙げる。(下線筆者)

(4)何の連絡もなく勝手に会社を<u>休んでもらっちゃ</u>困るよ。(p.

[16] 益岡の「使役型てもらう構文」とは動作主が着点となる方向が焦点化され、「受動型てもらう構文」とは動作主が起点となる方向が焦点化されたものと思われる。

[17] 恩恵の授受表現においても迷惑の授受表現においても、テモラウ構文そのものの意味は同じであり、着点名詞に恩恵を与えるか、迷惑を与えるかという、語用論上の差異だと思われる。こうなると、起点名詞が着点名詞に対して行う働きかけは、「依頼」の概念では捉えきれなくなる。

７）

（５）私に黙って勝手に両親に会ってもらっては私の立場がない。（ｐ．６）

（６）定期に来るはずのバスに 20 分も遅れてきてもらっちゃ困る。（ｐ．６）

（７）あの店になくなってもらっては買い物が不便になる。（ｐ．６）[18]

そして、「テモラウ構文が基本的には人間同士の出来事を表す構文である」事を指摘し、「非依頼テモラウ文」ではニ格名詞の意味組成が［－human］（非情名詞）でも成立し、その場合は「～てもらっては困る」など「マイナス的な意味を含んだ表現が使われやすい」と主張する（ｐ．５－７）。

また、同論文は動詞の非対格性に関する論文ではないが、影山（1996）の見落としている迷惑を表すテモラウ文も非情名詞ニ格名詞句を取ることが可能であることを指摘しており、図らずも影山批判に適用できるものとなっている。しかし、同論文でも「なぜニ格名詞句が非情名詞でも成立するか」は述べられていないのである。

２．３高見・久野による批判

高見・久野（2002）は、「～にＶしてもらう」構文[19]の基本的機能を、「その埋め込み文の主語（＝ニ格名詞句）指示物が行なう行為や関与する事象を、話し手が、主文主語指示物にとって好都合である（利益になる）と考え、その利益がニ格名詞句の指示物のおかげであると考えていることを示すことである」[20]と定義づけ、ニ格名詞句指示物の検討を行なう。その結果、前節で述べた竹林の指摘

[18] この例の(4)は、ニ格名詞「君に」（[＋Ⅱに]）、主文主語「私が」乃至「会社が」（[＋Ｉが]）が省略されている。同様に(5)［＋Ⅱに］、(6)［＋Ｉが］、(7)［＋Ｉが］。（Ｉは一人称、Ⅱは二人称）

[19] 竹林（1998）も高見・久野（2002）も、主文主語とニ格名詞との依頼－被依頼の関係に疑問を持つためか「依頼使役文」という語を用いず、「～にＶしてもらう」という表現で一貫している。

[20] この定義は、実質的に竹林（1998）の定義と変わらないと思われる。

を受け入れ、「非対格動詞でもテモラウ構文が成立することがある」という竹林の主張を承認しつつも、「テモラウ文はニ格名詞句が有情物の場合に成立しやすい」[21]との説を退け、「テモラウ構文はニ格名詞が非情物の場合でも成立し得る」とし、さらに徹底した影山批判を進める。

高見・久野は、影山の例文（２）ａ～ｃの不適格性を認めつつも、次の例を提示し、「枯葉が散る」「髪が伸びる」「物価が下がる」などの非意志性主語を持つ非対格動詞でも、次のように文脈を整えれば成立すると主張する（ｐ.291）。

（８）ａ．　*雨に降ってもらい、こんなに木々の緑が鮮やかになった。

ｂ．　こんなに木々の緑が鮮やかなのは、昨夜恵みの雨に降ってもらったからだ。

ｃ．　もう数週間も日照り続きなので、早く待望の雨に降ってもらわなくちゃ。

（９）ａ．　*物価に下がってもらった。

ｂ．　就職難やリストラで不景気が続き、給料さえカットされるんだから、もうあとは物価に下がってもらうしか道はないね。

（10）ａ．　*髪に伸びてもらった。

ｂ．　散髪に行ったら髪を短く切られてしまい、早く（髪に）伸びてもらわないと、格好悪くて彼女に会えないよ。

（11）ａ．　*雪に溶けてもらった。

ｂ．　もうすぐ春だから、早く雪にも溶けてもらい、野山にツクシがはえてこなくちゃ！

ｃ．　この雪に溶けてもらいさえすれば、春がやってくるんだけどなー。

[21] この点に関し、竹林は「一般的傾向（＝人間がなりやすく、人間でないものがなりにくい）は言えるが、厳密な予測／制約を立てることは原理的に出来ないと考えられる。」（ｐ.118）と述べている。

(12) a． *枯葉に散ってもらった。

b． 枯葉が少しずつ散るので、毎日掃除しなければならないいっそ風でも吹いて一度にどっと散ってもらったら、助かるんだけどなー。

以上の(８)～(12)はそれぞれ、a は成立せず、b 以下は成立する。テモラウ構文の成立しやすい要因を、高見・久野は次の４点に求める（同書、ｐ.326～349)。

① ニ格名詞句が何であるか。

人間＞動物＞自然の力＞無生物、の順で依頼使役文が成立しやすい。

② 動詞句の指示する事象が何によって引き起こされるか。

ニ格名詞句の指示物自身＞無生物や自然力などの外的要因＞人間や動物などの外的要因、の順で依頼使役文が成立しやすい。

③「もらう」の先行文脈で利益が示されているか。

利益が明示されている＞利益が含意されている＞示されていない、の順で依頼使役文が成立しやすい。

④「もらう」の後続文脈で利益が示されているか。

利益が明示されている＞示されていない、の順で依頼使役文が成立しやすい。

そして､各項目の階層ごとに＋７点から－７点までの点数をつけ、テモラウ構文の適・不適については絶対的な判定ラインが引けるのではなく、適格性が連続相をなしているのであり、そのために判定者によって許容度が違うのだと言う。以上のテストによれば、(８)～(12)の a は明らかに不適格、b 以下は許容度の差はあれ、いずれも適格ということになる。高見・久野のこの説は、テモラウ構文の適格性が統語の問題でなく、語用の問題であることを言明している点、影山と一線を画していると言えよう。

以上が高見・久野説の概要である。ここで議論を整理しよう。

論争の焦点になっているのは､「非対格動詞はテモラウ構文に用いられるかどうか」ということであった。依頼使役文においては、

ニ格名詞句の指示物が動詞の示す動作・事象の担い手である。非対格動詞の動作の担い手（内項）となり得るのは非情物・有情物のどちらもある。影山は「ニ格指示物が非情物・有情物いずれの場合も依頼使役文が成立し得ない」と主張しているのに対し、竹林（あるいは許）は「ニ格指示物が有情物の場合に成立しやすい」と指摘し、高見・久野は「ニ格指示物が非情物・有情物いずれの場合も成立し得る」と訂正しているわけである。

しかし、この高見・久野説は、次の２点で難点があると思われる。

① 授受表現の意味機能の分析が不充分である。授受表現には、通常の恩恵表現、恩恵表現から反転した皮肉表現、さらには待遇表現などさまざまなレベルがある。語用論上の分析が不足な結果、場面性を考慮しない不自然な例文が作られることになる。

② 授受表現の構文面、また授受表現と結びついた他の文型の影響を見落としており、その結果、不適格な文をも適格としている。

本稿では、特に上記の②について授受動詞の統語面から高見・久野説の不足を指摘し（①は別稿[22]で論述）、併せてテモラウ構文が非対格テストになり得るかどうか検討する。なお本稿では「依頼使役文」という名称を用いず、前述の益岡（2001）や許（2000）などの見解を取り入れ、ニュートラルな立場を取って、テモラウ構文と称する。

３．テモラウ表現を支える構文的要素

テモラウ構文は授受表現の体系の中でテクレル・テヤルなどの他の構文と互換性を持ちつつ使用されているので、孤立して論じるのは生産的ではない。テクレル構文やテヤル構文等、授受表現全般の意味機能の関連について述べるのは紙面の関係上別稿に譲りたいが、先行研究から簡単に各構文の担う項の意味役割を比較しておきたい

[22] 拙著「日本語の授受表現の互換性と階層性―語用的制約の考察から―」（『台湾日本語文学報 18』2003）を参照されたい。

[23]。

① テヤル構文[24]は、主文主語（与え手）の意志的動作で受け手に恩恵や迷惑を与える。動作の起点も恩恵や迷惑の起点も主文主語であり、着点はニ格名詞（受け手）であるが、受け手が恩恵や迷惑に対して感謝や遺恨を感じたかどうかは文中に現われてこない。それ故、テヤル構文の「焦点者」は動作主であり、「相手」は受け手である。

② テクレル構文は、動詞が示す動作・事象の発生を主文主語（与え手）の側からの動きとするものであり、話者あるいは話者の身近な人物（動作・事象の受け手）は、その動作・事象を感謝から遺恨までのさまざまな感慨を持って受け止める。従って、テクレル構文における「焦点者」は受け手であり、「相手」は動作主である。

③ テモラウ構文は、主文主語がニ格名詞句指示物に動詞で示される行為をするよう働きかけた結果、ニ格名詞句指示物が行為を実現し、その結果主文主語は恩恵ないし迷惑を受けるという構造になっている。それ故、テモラウ構文には、「依頼」「使役」「利益」という３つの方向が考えられ、それらがさまざまなレベルのテモラウ表現の中で変数となって現われる。「焦点者」は依頼者であり、「相手」は依頼の実行者である。

３．１テモラウ構文の特殊性

以上のことを踏まえて、影山説を項の意味役割という点から整理してみよう。

（ア）　テヤル構文：［主文主語［Agent、起点］が］［ニ格名詞句［Experiencer、着点］に］（［Theme］を）Ｖし

[23] 例えば、松下大三郎（1930）では、テクレル系を「他行自利態」、テアゲル系を「自行他利態」、テモラウ系を「自行自利態」としている。

[24] 授受表現が恩恵だけでなく迷惑も与えることを考えると、テアゲルよりテヤルの方が一般性があると考えられるので、テアゲル・テヤルを一括してテヤル構文と称することにする。

てやった。

（イ）　テクレル構文：［主文主語［Agent、起点］が］［ニ格名詞句［Experiencer、着点］に］（［Theme］を）Ｖしてくれた。

（ウ）　テモラウ構文：［主文主語［Experiencer、起点／着点］が］［ニ格名詞句［Agent、着点／起点］に］（［Theme］を）Ｖしてもらった。

テモラウ構文は、項の意味役割を正確に捉えた場合、次のように補文表示される。

（ウ）’［主文主語［Agent］が］［ニ格名詞句［Experiencer］に］［PRO［Agent］が（［Theme］を）Ｖして］もらった。（注 13 を参照）

これをさらに補えば、次のようになる。

（ウ）”①［主文主語［Agent、起点］が］［ニ格名詞句［Experiencer、着点］に］（［Theme］を）Ｖするように依頼した結果、

②［ニ格名詞句［Agent、起点］が］［主文主語［Experiencer、着点］に］（［Theme］を）Ｖしてくれた。

つまり、テモラウ構文に限り、主文主語とニ格名詞句が、それぞれ起点にも着点にもなり、Agent と Experiencer の二重の役割を担っていることになる。つまり、テヤル構文とテクレル構文では行為の方向と恩恵や迷惑の方向が一致しているが、テモラウ構文では働きかけの方向は①に、行為の方向、及び恩恵（ないし迷惑）の方向は②に分割されているのである。図で示すと次のようになる。（実線矢印は行為の方向、破線矢印は恩恵や迷惑の方向。）

（エ）[25]

テヤル構文

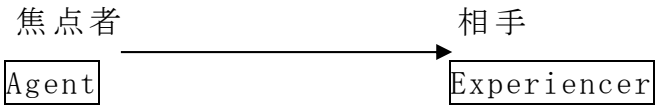

[25] 例えば、「忙しかったので、隣りの人に子供の面倒を見てもらった。」という文の場合、受益者は「子供」でなく、「私」であるとする。ヤル、クレルの場合も同様である。

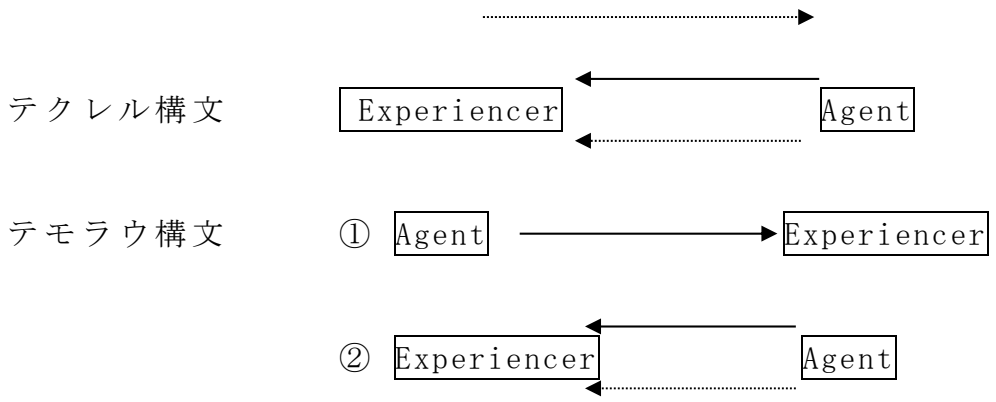

テヤル構文の場合、行為の方向も恩恵の方向も、焦点者（Agent）から相手（Ex-periencer）へと向かっている。テクレル構文の場合、行為の方向も恩恵や迷惑の方向も相手（Agent）から焦点者（Experiencer）へと向かっている。つまり、テヤル・テクレルの場合、焦点者（ないし相手）から相手（ないし焦点者）への行為の方向と、相手（ないし焦点者）から焦点者（ないし相手）への恩恵・迷惑の方向が一致している。ところがテモラウの場合、相手から焦点者への恩恵・迷惑の方向に加えて、焦点者から相手への行為の働きかけの方向がある。つまり、焦点者も相手も Agent の役割と Experience の二重の役割を兼ねることになる。しかし相手が非情物で Theme の場合は、Experiencer が Theme を兼ねるということになってしまう。同一物が Experiencer でもあり Theme でもあるというのは、原理的に不可能である。よって、テモラウ構文の動作主は非情物ではあり得ない。影山（1996）の言う「依頼者→依頼相手→依頼の実行」という構造は、明らかにニ格名詞句が有情物の場合を想定しており、非情物動作主はテモラウ構文に登場し得ない。(その限りでは、影山説は正しい。)

しかし、だからと言って「非対格動詞の場合はテモラウ構文が成立しない」とは言えない。Perlmutter（1978）の動詞分類では、非対格動詞として第２番目に挙げられているのは「対象（Theme）（及び被動者（Patient））を主語にとる動詞」（注５を参照）であり、有情物もまた非対格動詞の主語たり得るのである。影山説は、生成文法内部から矛盾をつきつけられていることになる。

テモラウ構文がテストとして有効なのは、「非対格動詞が動作主になり得るかどうか」でなく、「非情物が動作主になり得るかどうか」を検証する場合なのである。

３．２テモラウ文が埋め込まれている文の制約

３．２．１「恩恵」テモラウ表現における非対格動詞

では、「非情物はテモラウ構文の中で動作主になり得る」と主張する高見・久野説の検討にもどろう。高見・久野は、非情物動作主の場合、テモラウ構文よりテクレル構文の方が適格であることを認める。（ｐ．313、下線部筆者）

(13) ａ．　多摩都市モノレールが開通してくれて、立川へ行きやすくなった。

　　ｂ．　*多摩都市モノレールに開通してもらって、立川へ行きやすくなった。

(14) ａ．　家から 10 分のところに駅ができてくれて、とても便利になった。

　　ｂ．　*家から 10 分のところに駅にできてもらって、とても便利になった。

(15) ａ．　物価が下がってくれて、生活がだいぶ楽になった。

　　ｂ．　*物価に下がってもらって、生活がだいぶ楽になった。

しかし、非情物主語でも、２．３．で述べたような条件を満たせば、テモラウ構文は適格になると言う。（以下、２．３．の例文を再録）

（８）ａ．　*雨に降ってもらい、こんなに木々の緑が鮮やかになった。

　　ｂ．　こんなに木々の緑が鮮やかなのは、昨夜恵みの雨に降ってもらったからだ。

　　ｃ．　もう数週間も日照り続きなので、早く待望の雨に降ってもらわなくちゃ。

（９）ａ．　*物価に下がってもらった。

b．　就職難やリストラで不景気が続き、給料さえカットされるんだから、もうあとは物価に下がってもらうしか道はないね。

(10) a．　*髪に伸びてもらった。

b．　散髪に行ったら髪を短く切られてしまい、早く（髪に）伸びてもらわないと、格好悪くて彼女に会えないよ。

(11) a．　*雪に溶けてもらった。

b．　もうすぐ春だから、早く雪にも溶けてもらい、野山にツクシがはえてこなくちゃ！

c．　この雪に溶けてもらいさえすれば、春がやってくるんだけどなー。

(12) a．　*枯葉に散ってもらった。

b．　枯葉が少しずつ散るので、毎日掃除しなければならない。いっそ風でも吹いて一度にどっと散ってもらったら、助かるんだけどなー。

これらの例文で適格とされるものも、やはりテクレルを使った方がより適格であると思われるのだが、それはさておき、注目したいのは、適格とされているテモラウが埋め込まれている文型である[26]。「早く待望の雨に降ってもらわなくちゃ」「もうあとは物価に下がってもらうしか道はない」「この雪に溶けてもらいさえすれば」「いっそ風でも吹いて一度にどっと散ってもらったら」と、話者の主観的願望を述べる中で用いられており、いずれも未実現の仮定条件であることに注意されたい。

話者の主観的願望を述べる未実現の構文は、テモラウ以外にも多々ある。例えば、

(16) a．　今度生まれて来るなら、私は貝になりたい。（映画の題名）

b．　*今度生まれて来るなら、私は貝になろうと思う／なるつもりだ。

[26]（8）b だけは、テモラウが願望を表す文型の中に埋め込まれていないが、これもやはりテクレルの方が適格と感じられる。

「Ｖしたい」は実現の可能・不可能にかかわらず、話者の主観的願望を表す文型であるから、いかに非現実的なことでも言表できる。しかし、「Ｖしようと思う」「Ｖするつもりだ」は話者が願望の実現の意志を持って努力を開始している状態で発話されるべき文型である故、常識的に実現不可能なことを言表するのは不自然なのである。同様の事実が、実は動詞の非対格性を論ずる際にも見落とされている。影山（1996）では、「死ぬ」が命令文になることから、「死ぬ」は非対格動詞でなく、非能格動詞であると言う（ｐ.31)。また、「雨が降る」も「雨、雨、降れ降れ」の歌があることから、「雨が降る」の「雨が」は外項ではないかと述べている。しかし、このように非対格動詞が命令形になる例は、古今の文学をひもとけばいくらでも見つかるはずである。

(17)開け、ゴマ！／閉じろ、ゴマ！[27]

竹林（1998）も、日常の例を挙げている。（ｐ.117、下線筆者）

(18)　（スケートの競争を見ている観客が敵の選手に）転べ！　転べ！

これらの動詞「死ぬ」「(雨が）降る」「(扉が）開く／閉じる」「転ぶ」などは、いくら命令したところで相手が簡単に承知するはずもなく、話者もそのことを知りつつ単に主観的願望を表明しているに過ぎない。よって、これは命令形の形を取ってはいるが実質上の「命令」ではなく、「呪詛」「呪文」あるいは「祈願」である。呪詛や祈願においてはいかに非現実的なことであろうと表明可能なのは、(16)の例と同様である。

このように、主観的願望を述べる中であれば、テモラウ構文の使用も可能であることは明白である。「雨に降ってもらった」「物価に下がってもらった」「髪に伸びてもらった」「雪に溶けてもらった」「枯葉に散ってもらった」などは皆不適格であるが、これらの動詞

[27] この「開く」「閉じる」は能格動詞であるが、この場合、扉に向かって発せられた命令であるので、他動詞でなく自動詞としての用法であることは明らかだろう。

を用いた適格文を作るには、何も高見・久野（2002）の提唱する複雑な条件を適用するまでもなく、願望を表す文にすればいいだけの話なのである。

（８）’　雨に降ってもらいたいものだ。

（９）’　物価に下がってもらいたいものだ。

(10)’　髪に伸びてもらいたいものだ。

(11)’　雪に溶けてもらいたいものだ。

(12)’　枯葉に散ってもらいたいものだ。

竹林（1998）は「人間でないものが同構文の授益者になることも当然ある」として、

(19)　（高価な番犬を買った家の主人が家族に）この犬には、しっかり家を守ってもらわなくちゃね。（ｐ.118、下線筆者）

という例を挙げているが、問題は授益者が人間か否かでなく、話者の仮定願望を表す構文中で用いられているということであろう。(犬の依頼実現能力の有無は別として。)

実は、このことは高見・久野自身もある部分で気づいている。高見・久野（2002）は、テクレル構文が状態性の動詞には用いられないことを論じる際、次の例を挙げ、それぞれｂは適格だとする。（ｐ.305～306）

(20) ａ．　*家と銀行にたくさんお金があってくれるので、老後も心配はない。

ｂ．　もう少しお金があってくれれば、助かるのに。

(21) ａ．　*団地のそばにコンビニがあってくれて、いつも手軽に買い物ができる。

ｂ．　団地のそばにコンビニがあってくれたら、ずいぶんと助かるのに！

(22) ａ．　*家の近くに湖があってくれて、毎日散歩を楽しんでいる。

ｂ．　家の近くに湖があってくれたら、気持が落ち着くだろうなあー。

そして、ｂが適格なのは、仮定法を用いることによってものが「な

い」状態から「ある」状態への変化として捉えられる故、恒常的状態とは言えないからだ、と述べている（ｐ.306)。しかし、これは動詞がいかなる種類のものであれ、仮定願望を述べる文中でこそこの動詞が用いられているという事実が見落とされているのではないか[28]。

このような限られた構文の中で挙げられた例文だけで「非情物はテモラウ構文の中で動作主になり得る」と結論するのは、あまりに軽率と言わねばならないであろう。

３．２．２「被害」テモラウ表現における非対格動詞

では、被害を表すテモラウ構文はどうだろう。以下、許（2000）の用例を再録する。

（４）　何の連絡もなく勝手に会社を休んでもらっちゃ困るよ。

（５）　私に黙って勝手に両親に会ってもらっては私の立場がない。

（６）　定期に来るはずのバスに 20 分も遅れてきてもらっちゃ困る。

（７）　あの店になくなってもらっては買い物が不便になる。

許の観察は、テモラウで被害を表す場合、マイナス状態を表す語が後続すれば、ニ格名詞句が非情物でも成立する、というものであった。しかし、上記の例がみな「非過去」時制であることに注意されたい。（４）～（６）の主文述語を、既に起こったことに変えてみるとどうなるだろうか。

（４）’　*何の連絡もなく勝手に会社を休んでもらって、困った。

（５）’　*私に黙って勝手に両親に会ってもらって、私の立場がなかった。

（６）’　*定期に来るはずのバスに 20 分も遅れてきてもらって、困

[28] 同ページ中、高見・久野は「（ｂ）では仮定法が用いられ、話し手がこれらの文を発する時点では、お金やコンビニ、湖がない状態であり、これらの文を発することによって、それらがある状態に『変化する』ことを願望している。」と述べ、願望文である事実に気づいているのにもかかわらず、状態動詞の恒常性・非恒常性へと議論がそれてしまっているのは、遺憾としか言えない。

った。

(7)’　*あの店になくなってもらって、買い物が不便になった。

明らかに、これらの文のテモラウは不自然である。問題はテハ構文にある。テハ（口語縮約形はチャ）はもともと自然因果性を表すテ形に、主題化ないしとりたて化の助詞ハがついたものだと思われる。テ形は、一回限りの個別事態の因果関係を示す[29]。

(23)　こんな所にゴミを捨てられて、迷惑した。

(24)　２ヶ月も雨が続いて、困った。

これに主題化のハがつくと、個別事態が一般論化され、条件節になる。

(23)’　こんな所にゴミを捨てられては、迷惑する。

(24)’　２ヶ月も雨が続いては、困る。

即ち、(23)(24)が特定の時間に起きた一回限りの事実を表すのに対し、(23)’(24)’は超時的な真理を表す。その証拠に、テハ構文は特定の時間に起きた一回限りの事実を表す文には使えない[30]。

(23)”　*こんな所にゴミを捨てられては、迷惑した。

(24)”　*２ヶ月も雨が続いては、困った。

つまり、テハ構文は、自然因果性を表すテ形によって表された事態の個別性が、ハによって普遍化・条件表現化された過程で発生した構文である。

テハ構文が基本的には非過去・超時的・未実現の仮定の事態を表す条件節である以上、次のように言い換えることができるのは理の当然である。

(23)”’　こんな所にゴミを　捨てられると／捨てられたら、迷惑する。

(24)”’　２ヶ月も雨が　続くと／続いたら、困る。

しかし、すべてのテハ構文がト構文で言い換えられるわけではな

[29] テ形の原因・理由の用法については、吉田（1997）第３章第３節参照。

[30] 塩入（1993）p.67－81、日本語教育学会編「日本語教育事典」p.401、「ては」の項、等。

い。

(25) a．　美人に頼まれると、イヤとは言えないなあ。

　　b．　美人に頼まれては、イヤとは言えないなあ。

(26) a．　彼は、美人に頼まれると、いつも引き受ける。

　　b．　*彼は、美人に頼まれては、いつも引き受ける。

テハ構文の主文述語は評価的な述語に限られ、ト構文のように動作的な述語を伴って習慣的な反復を表すことはできない。テハ構文の主文述語に動作的なものが来ると、

(27) a．　大きな岩を小脇に抱え、ちぎっては投げ、ちぎっては投げ・・・

　　b．　食っちゃ寝、食っちゃ寝してるもんだから、豚みたいに太っちゃって・・・

のように、２つの動作が継起的に反復される意味になる。許（2000）は、被害を表すテモラウ構文の主文述語は「マイナス的な意味を表す表現が使われやすい」と言うが（２．２．で前述）、それは、もともとテハ構文の主文述語が評価的なものに限られるところからきている。さらに、自然因果を表すテ形構文の後項は前項の結果自然に引き起こされた事態であるゆえ、人間の感情や生理状態を表す述語が多い。前項が被害を表す場合、後項は必然的に、「困る」「迷惑だ」「もうダメだ」などの即自的なマイナス感情を表す表現になるのである。許の観察は、これらの事情によるものなのである。

さて、テモラウ文がテハ構文の中で成立するのは、テハ構文が未実現の仮定願望を表す故であった。その証拠に、同じく非過去・超時的・未実現の仮定の事態を表すト構文（口語ではタラ構文）の中でも、テモラウ文は成立する。

（４）”　何の連絡もなく勝手に会社を［休んでもらうと／休んでもらったら］困るよ。

（５）”　私に黙って勝手に両親に［会ってもらうと／会ってもらったら］私の立場がない。

（６）”　定期に来るはずのバスに 20 分も［遅れてきてもらうと／遅

れてきてもらったら］困る。

（７）”　あの店に［なくなってもらうと／なくなってもらったら］買い物が不便になる。

このテハ構文が既定の事実を表すために発話される場合は、現実をそのまま受け止めるのではなく、一般論化したレベルで受け止めていると考えられる。つまり、「何の連絡もなく勝手に会社を休んでもらっちゃ困る（一般論・大前提）」→「君は勝手に会社を休んだ（個別事実・小前提）」→「故に、当然のことながら、君の行為は困る（評価・結論）」という三段論法思考が働いている。テハ構文が既定事実を述べる時に使われた場合、相手の行為を個別に非難するのでなく、一般論を述べることによって相手に対する説得力と評価の必然性を述べ（「大前提がある以上は当然の評価だ」という）、
自説の正当性をさらに強めるという意識が働いていると考えられる。

この「大前提」意識は、（４）のテハ構文と（４）’で挙げたト構文との差異を表すものである。「あの店になくなってもらっては買い物が不便になる」と言う場合は、「あの店がなくなる」→「困る」という因果の前提が聞き手にもある（ないしは聞き手にもあると話し手が想定している）と考えられる。しかし、「あの店になくなってもらうと買い物が不便になる」と言った場合は、その因果は聞き手にとって初めての情報であると考えられるのである。

この未実現の被害を表す構文が、未実現の恩恵（願望）を表す構文とパラレルな関係にあるのは、間違いないであろう。未実現の被害を表す役割が、テハ構文に課せられている。それ故、仮定願望を示す構文の中ではニ格名詞指示物が非情物であってもテモラウ構文が成立するのと同じように、仮定被害を表すテハ構文の中ではニ格名詞指示物が非情物であってもテモラウ構文が成立するのである。

高見・久野（2002）では、テモラウ構文が埋め込まれているこのような構文にあまりに無頓着である[31]。このような例文の適格性を

[31] 同書で授受構文に接続する文型の種類に無頓着な例は、これだけではない。例えば、p.309 で、テクレル構文は話者にとって好都合な事象だけを述べる

論じる時は、モダリティのつかない事実叙述文を挙げるべきであることをここに提起したい。

４．おわりに

テモラウ構文は、非対格動詞を弁別するテストとなり得るであろうか。非情物が動作主になる場合は構文的制約が大きく、仮定願望を表す文型の中でしか可能でない（３．２.)。授受表現は基本的に社会の人間関係の中で発展し、動作主の動作について恩恵意識から迷惑意識に至るまでの階層を伴う社会言語である故、基本的に非情物が動作主になることはないと考えられる。よって、高見・久野説は退けられねばならない。

さらに、「「～にＶしてもらう」構文における「ニ」格句は、「Ｖしてもらう」主体（＝受益者）がそこから益を受ける授益者である」という竹林の定義も、「その埋め込み文の主語（＝ニ格名詞句）指示物が行なう行為や関与する事象を、話し手が、主文主語指示物にとって好都合である（利益になる）と考え、その利益がニ格名詞句の指示物のおかげであると考えていることを示すことである」という高見･久野の定義も退けられなければならない。テハ構文の中では、ニ格名詞句指示物の担う行為や事象が恩恵だけでなく、迷惑を表すこともあることが明確になったからである。

また、影山説も修正を要することが明らかになった。竹林（1998）の言うように、テモラウ構文は、動詞が非対格動詞でも有情物を動作主に取る有情動詞の場合には成立する。そして、非対格性動詞には非情動詞も有情動詞もあるのである（３．１.)。

よって、テモラウ構文は、非対格性の検証能力がないと考えられ

ことができるという例として、「??山田君が励ましてくれて、僕はますます落ちこんだ。」という例を挙げており、これの訂正文として「山田君が励ましてくれたが、僕はますます落ちこんだ。」という文を挙げている。しかしこの文のおかしさは、「僕を励ます」という利益と「ますます落ち込む」という不利益の矛盾をきたすようなテクレルの誤った使い方に原因があるのではなく、前項と後項を結ぶテ形の用法に問題があることは、明らかである。テ形の用法に関しては、吉田（1997)、第２章参照。

る。

最後に、例文の選び方について問題提起をしたい。願望を表す構文の中ではないが、高見・久野（2002）が適格性が高いとしている例を挙げる（ｐ.324)。

(28) ａ．　*庭一面、草に伸びてもらった。

ｂ．　沿道一面に見事な桜の花に咲き誇ってもらい、花見の人たちは、春の美しい一日を満喫していた。

高見・久野は、ａの不自然さに比べて、ｂは２．３．で紹介した条件の③（先行文脈で利益の意味が示されている）に合致する故、適格度が高いとしている。しかし、実際のところ、このｂの適格性については、多くの日本人が首をかしげるところである。これはＮＨＫニュースの最後に「季節の風物紹介」として登場しそうな文であるが、実際にＮＨＫのアナウンサーがこのような文を話す可能性があるのだろうか。授受表現がきわめて社会性の強いものである以上、実例を考察する時は、血肉を抜き出して外面だけ整えた剥製標本のような例文を作るべきではなく、具体的にどのような人物が、誰に向かって、どのような状況で、どのようなテーマについて話される文かが想像できる、有標のものでなくてはならないのである。

最後に、本稿を投稿する以前に、夏の暑い日を６時間も割いてこの論文をあらゆる方面からご指導くださり、文章の推敲までしてくださったわが師、東呉大学研究所客員教授湯廷池博士に心から感謝の意を表し、改めて尊敬と御礼の意を申し上げるものである。

参考文献

1. 湯廷池、《日語語法與日語教學》、台北：台灣學生書局、1999ａ。
2. 湯廷池・張淑敏、《漢語與日語動貌詞表現的比較分析》、台北：第六屆華語文教學國際研討會、2000。
3. 湯廷池、〈漢語複合動詞的「使動與起動交替」〉、《語言暨語言學》、（台北、2002）第三卷第三期　615-644。

4.池上嘉彦、『「する」と「なる」の言語学』、東京:大修館書店、1981
5.大江三郎、『日英語の比較研究―主観性をめぐって』、東京:南雲堂、1975。
6.小川芳男・林大・他編集、『日本語教育学会編・日本語教育事典』、東京:大修館書店、1991。
7.影山太郎、『動詞意味論－言語と認知の接点』、東京:くろしお出版、1996。
8. 影山太郎編、『日英対照・動詞の意味と構文』、東京:大修館書店。
9.金谷武洋、『日本語に主語はいらない―百年の誤謬を正す―』、東京:講談社選書、200２。
10.金谷武洋、『日本語文法の謎を解く―「ある」日本語と「する」英語』、東京:ちくま新書、2003。
11.岸本秀樹、「非対格性再考」、丸田忠雄・須賀一好編、『日英語の自他の交替』、(東京:ひつじ書房、2000) 71－110。
12.北原博雄、「日本語における動詞句の限界性の決定要因―対格名詞句が存在する動詞句のアスペクト論―」、『ことばの核と周縁―日本語と英語の間―』、(東京:くろしお出版、1999) 163－200。
13.許明子、「テモラウ文と受身文の関係について」、『日本語教育』、(105 号、東京、2000) １－10。
14.久野暲、『談話の文法』、東京:大修館書店、1978。
15.グループ・ジャマシイ、『日本語文型辞典』、東京:くろしお出版、1998。
16.塩入すみ、「「テハ」条件文の制約について」、『阪大日本語研究５』、(大阪大学日本語学科言語系、1993) 67－81。
17.高見健一、「日本語の数量詞遊離について―機能論的分析（上・中・下)」、『言語』、(東京、1998) 27. １. 86－95、27. ２. 86－95、27. ３. 98－107。
18.高見健一・久野暲、『日英語の自動詞構文』、東京：研究社、2002。
19.滝浦真人、「敬語の論理と授受の論理―「聞き手中心性」と「話し手中心性」を軸として」、『言語』、(東京、2001) 30. ５. 54－61。
20.竹林一志、「日本語の「～にＶしてもらう」構文について―非対格性との関連をめぐって」、『言語』、(東京、1998) 27. ９. 115

－120。
21.湯廷池、「日本語と中国語と英語－類型論の立場から－」、『(東京外国語大学)二十一世紀の世界における日本語教育予稿集』、（東京：東京外国語大学、1999ｂ）54－６１。
22.橋元良明、「授受表現の語用論」、『言語』、(東京、2001) 30. ５. 46－51。
23.廣瀬幸生、「授受動詞と人称」、『言語』、(東京、2001) 30. ５. 64－70。
24.前田富祺、「「あげる」「くれる」成立の謎―「やる」「くださる」などとの関わりで」、『言語』、(東京、2001) 30. ５. 34－40。
25.牧野成一、『ウチとソトの言語文化学』、東京：アルク、1996。
26.益岡隆志、「日本語における授受動詞と恩恵性」、『言語』、(東京、2001) 30. ５. 26－32。
27.三原健一、「数量詞構文と「結果」の含意」、『言語』、(東京、1998) 27. ６. 86－95。
28.三原健一、「動詞類型とアスペクト限定」、『日本語文法』、(東京、2002) ２巻１号 132－152。
29.安本美典、「「あげる」「くれる」表現と「甘えの構造」」、『言語』、(東京、2001) 30. ５. 74－79。
30.山橋幸子、「「てくれる」の意味機能―「てあげる」との対比において―」、『日本語教育』、(東京、1999) 103 号 21－30。
31.由井紀久子、「動詞ヤル・クレルにおける意味の抽象化過程」、『日本語教育』、(東京 1996) 88 号 25－34。
32.吉田妙子、『テ形の研究―その同時性・継時性・因果性を中心に―』、台北：大新書局、1997。
33.Perlmutter, D. Impersonal Passives and the Unaccusative Hypothesis.*BLS* ４, (1978) :157－189.
34.Vendler, Z.*Linguistics in Philosophy*.Ithaca:Cornell University Press,1967.